

## 無効である契約条項一覧表

本件利用規約：アゴダ プラットフォームおよび予約に関する利用規約 バージョン 5.1、発効日：2023 年 8 月 30 日

条項	条項の規定内容	根拠条文	あてはめ
本件利用規約31.3ないし31.5	<p>31.3 本プラットフォーム（本プラットフォーム内のすべての本サービスおよび本コンテンツを含みます）は、「現状有姿」および「現時点で提供可能な状態」で提供されます。当社は、取引、使用、取引慣行もしくは履行過程、または生成AIアルゴリズムもしくはこれに類似するテクノロジーを用いたサービスの使用のいずれから生じたものであるかを問わず、明示的、黙示的、またはその他の性質を有するあらゆる保証（適合性、商品性、安全性、権利の非侵害、および特定の目的への適合性、ならびに本プラットフォームに中断、エラー、およびその他の不正確性がないことの保証を含みますが、これらに限定されません）を否認します。</p> <p>31.4 当社は、(i)リクエストの受諾、(ii)本プラットフォームを通じた旅行商品の入手可能性、(iii)本プラットフォームを使用することで得られる結果、および(iv)お客様が本プラットフォームを通じて入手可能な旅行商品について最低価格の提示を受けることに関して、いかなる保証および表明も行いません。</p> <p>31.5 本第31条の一般性を損なうことなく、適用法に基づいて認められる最大限の範囲において、アゴダは次の各号に定める事由に起因または関連して生じる一切の責任を否認します。</p> <p>31.5.1 本プラットフォーム上のエラーまたは不正確性（説明、価格設定、予約可能性、写真、特徴、含まれるものと含まれないもの、レビューおよび評価の誤りを含みますが、これらに限定されません）。なお、アゴダは、本プラットフォーム上の予約可能性に関する誤りおよび価格設定の誤りをいつでも修正できる権利を留保します。</p> <p>31.5.2 本プラットフォームに含まれている、または本プラットフォームを通じてアクセスされる素材（当社がお客様を誘導した先の他のウェブサイト上の素材を含みます）の適法性、品位、または適切性。</p> <p>31.5.3 第三者が提供し、本プラットフォームに表示される広告素材（これらの広告素材のエラー、脱漏、または不正確性を含みますが、これらに限定されません）。</p> <p>31.5.4 本サービスまたは本プラットフォーム上の本コンテンツに関して表示される情報、およびこれらに関する提案または推奨（その目的は問いません）。</p> <p>31.5.5 本プラットフォームの中断、ならびに本プラットフォーム上で、および本プラットフォームを通じて提供されるサービスの中断。</p> <p>31.5.6 当社が送信する可能性がある電子メールに含まれているウイルスまたはその他の有害なコンポーネント。</p>	消費者契約法第8条1項1号及び3号	本条項は、本件プラットフォーム及び本件サービスの品質・結果についてあらゆる保証を否定した上で（31.3及び31.4）、本件プラットフォームの情報や広告素材、サービス中断や被告らが送信するメールのウイルス等に起因して生じた消費者の損害に関し、被告アゴダ社の賠償責任を全部免除するものである（31.5）。被告らによる本件プラットフォーム及び本件サービスの適切な提供は、本件サービスの利用契約の要素たる債務であり、債務の本旨に従った履行がされない場合や、被告らが債務を履行する際に不法行為を行った場合についても被告の責任を全部免除するものである。
本件利用規約31.6	<p>31.6 適用法が認めている範囲において、対象当事者（原告代理人注：アゴダグループ、ならびにその子会社およびその他の関連会社、ならびにその各々のパートナー、役員、取締役、従業員、代表者、販売業者、サプライヤー、ライセンサー、および代理人、ならびに本プラットフォームおよびそのコンテンツの作成、後援、宣伝、またはその他の形態による提供に関するその他の者、ならびに決済サービス プロバイダ、ならびにその他の第三者）は、いかなる場合も、直接損害、特別損害、間接損害、付随的損害、懲罰的損害賠償金、填補損害賠償、および結果的損害、ならびに直接損失、特別損失、間接損失、付随的損害、懲罰的損害賠償金、填補損害賠償、および結果的損失（その種類は問いません）に対する責任を負わないものとします。なお、これらの損害および損失には次の各号に定める損害および損失が含まれますが、これらに限定されません。</p> <p>31.6.1 実際の収入または予期していた収入の喪失（直接的か間接的かは問いません）。</p> <p>31.6.2 実際の利益または予期していた利益の喪失（直接的か間接的かは問いません）。</p> <p>31.6.3 契約または取引の喪失（直接的か間接的かは問いません）。</p> <p>なお、当該損失および損害が、本規約に起因または関連してどのように発生したかは問いません。また、当社が当該損害が発生する可能性を知らされていた場合であっても同様とします。本条は、損害賠償の根拠が、契約、不法行為（過失を含みます）、法定義務への違反、またはその他（本規約における補償義務を含みます）のいずれであるかを問わず、適用されます。</p>	消費者契約法第8条1項1号及び3号	本条項は、被告ら（のみならず第三者まで含まれる）が債務不履行、不法行為に限らずいかなる法的根拠によっても損害賠償責任その他一切の法的責任を負わないとする内容であり、被告らの債務不履行責任及び債務の履行に際してされた不法行為責任を全部免除するものである。
本件利用規約31.7	<p>31.7 お客様は、旅行サプライヤーまたはその他の第三者が提供する旅行商品をアゴダグループが直接または間接的に運営または管理していないこと、また、お客様が本プラットフォームまたは本サービスを利用した結果として、お客様が旅行サプライヤーまたはその他の第三者との間で行う取り決めについて、当社が管理権を一切有さず、責任を一切負わないことを認め、これに同意します。また、お客様は、お客様と旅行サプライヤーまたはその他の第三者との間に紛争が生じた場合、アゴダはこれに関与する義務を負わないことを認め、これに同意します。アゴダは、お客様が旅行サプライヤーまたはその他の第三者から被った損失または損害に起因または関連する責任をすべて否認します。確定予約の不履行があった場合（パートナーもしくは旅行サプライヤーまたはその両方の破産、更生、組織再生、支払不能、解散、または清算が原因である場合を含みます）、お客様は、当社ではなく、当該パートナーもしくは旅行サプライヤーまたはその両方に対してのみ請求権を有することに同意します。</p>	消費者契約法第8条1項3号	被告アゴダ社が、利用者が宿泊施設等の関係者から被った損害について、アゴダ社が法律上負う可能性のある共同不法行為等に基づく損害賠償責任を全部免除するものである。
本件利用規約31.8	<p>31.8 お客様による本プラットフォームもしくは本サービスの利用、または本プラットフォームを通じて行われたお客様の予約、または本プラットフォームを通じて提供された商品もしくはサービスのお客様による利用に起因し、または何らかの形で関連する損失および損害について、当社に賠償責任があると判断された場合、アゴダグループの賠償責任の総額は、(a)確認メールに記載されている、お客様が購入した旅行商品の合計金額（1件のイベントであるか、関連する一連のイベントであるかは問いません）、または(b)250米ドル（または現地の通貨建てでの同等額）のうち、より低い方の金額を超えないものとします。</p>	消費者契約法第8条1項2号及び4号	被告アゴダ社について、本件サービスの債務不履行及び債務の履行の際にされた不法行為による損害賠償責任を、被告アゴダ社に故意又は重過失がある場合にも責任を一部免除するものである。
本件利用規約31.10	<p>31.10 お客様は、前述の賠償責任の制限がお客様とアゴダとの間のリスク配分を反映したものであること、また、本規約に定める救済措置のいずれかが適用法に違反している場合でも、前述の賠償責任の制限は存続することに同意します。</p>	消費者契約法第8条1項1号ないし4号（上記各条項とそれぞれ同じ根拠）	本条項は、上記各条項による被告らの賠償責任の全部または一部の免除について、被告アゴダ社と利用者のリスク配分を反映させたものであること及び本件利用規約に定める救済措置が違法である場合でも賠償責任の全部または一部の免除に利用者が同意するという内容であり、上記各条項と相まって賠償責任を全部または一部免除するものである。

<p>本件利用規約31.8の一部</p>	<p>(31.8の後半) アゴダによる過大請求または誤請求があった場合は、前述の規定にかかわらず、お客様は誤りのあるすべての課金について請求を申し立てることができます。請求は、当該請求の原因となる事由が生じた後、可能な限り早く申し立ててください。不当に遅れて申し立てた請求は、適用される消滅時効により無効とみなされる場合があります。</p>	<p>消費者契約法第10条</p>	<p>【法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合】 被告アゴダ社による過大請求又は誤請求があったときは、利用者は不当利得返還請求権を有する。不当利得返還請求の消滅時効は民法166条所定の期間の経過である。 【本条項による制限】 しかし、本条項は利用者が返金を「可能な限り早く」申し立てることを要求し、「不当に遅れて」申し立てた請求は無効という文言を用いており、「可能な限り早く」、「不当に遅れて」の文理からは、数週間ないし数か月といった程度の期間と解するのが通常であり、少なくとも民法166条所定の期間である「債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間」又は「権利を行使することができる時から10年間」といった期間を読み取ることはできないため、民法の規定に比べて極めて短い期間で利用者の請求を制限するものであり、消費者の権利を制限するものである。 【信義則に反して消費者の利益を一方的に害する】 「可能な限り早く」「不当に遅れて」という極めて抽象的かつ利用者が権利行使可能な期間を読み取ることができない文言により利用者の不当利得返還請求を抑制し、利用者の不当利得返還請求権の行使を一切許さないとする効果も重大であることから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである。</p>
<p>本件利用規約7.6</p>	<p>7.6 現地法で禁止されている場合を除き、アゴダは、理由なく予約リクエスト（またはその一部）を拒否する権利、および理由なく確定予約（またはその一部）をキャンセルする権利を有します（旅行サプライヤーを代理して拒否またはキャンセルする場合を含みます）。お客様が支払い済みである場合、当社は、次の各号に定める場合を除き、当社の返金ポリシーに従い、拒否またはキャンセルした部分に関してお客様が支払った額を返金するものとします。</p> <p>7.6.1 お客様が本規約または適用法に違反している場合。</p> <p>7.6.2 旅行サプライヤー条件で返金が認められていない場合。</p> <p>7.6.3 アゴダが、その裁量により、お客様が返金を受ける権利を有しないものと判断した場合（詐欺または悪用の疑いを理由とする判断を含みますが、これに限定されません）。</p>	<p>消費者契約法第10条</p>	<p>(7.6について) 【法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合】 ①本件サービスの利用契約に基づき利用者の予約リクエストを受け付ける債務が存在し、理由なく予約リクエストを拒否することはできず、②一たび本件利用規約に基づき宿泊等の契約が成立した後は、法定解除事由ないし取消事由等がない限り、当事者の合意によらず契約の効力を否定することはできない。 【本条項による制限】 しかし、本条項は、①理由なく本件サービスの利用契約に基づく予約リクエストを理由なく拒否することができ、②既に成立した契約の効力を理由なく否定できる旨定められており、利用者の契約に基づく権利を制限するものであり、消費者の権利を制限する条項である。 そして、①理由なく予約リクエストを拒否することは、他の消費者と合理的理由なく差別し、信義則に反して本件サービス利用契約に基づき予約リクエストを行う権利を一方的に害するものである。 【信義則に反して消費者の利益を一方的に害する】 また、②理由なく確定予約をキャンセルすることは、利用者は一度確定した予約が理由もなくキャンセルされることは無いと信頼して旅行計画を立てていることが通常であり、かかる信頼は強く保護されるべき利益であるとともに、確定予約を理由なく一方的にキャンセルされると、旅行計画が白紙に戻ったり、再度計画に応じた宿泊施設や航空券を（旅行日直前の場合には高額な代金で）手配しなければならないなど、実際上の不利益は著しいことから、信義則に反して確定予約への信頼という消費者の利益を一方的に害するものである。</p>
<p>本件利用規約30</p>	<p>30. 補償</p> <p>30.1 適用法が認めている最大限の範囲において、お客様は、お客様（またはお客様のアゴダ アカウントを使用するその他の者）による以下の行為に起因または関連して生じた一切の賠償責任、損害、および損失（第31条に定める賠償責任の制限を超過する弁護士報酬および弁護士費用を含みます）について、アゴダ グループ、ならびにその子会社およびその他の関連会社、ならびにその各々のパートナー、役員、取締役、従業員、代表者、販売業者、サプライヤー、ライセンサー、および代理人、ならびに本プラットフォームおよびそのコンテンツの作成、後援、宣伝、またはその他の形態による提供に関与するその他の者、ならびに決済サービス プロバイダ、ならびにその他の第三者（以下「対象当事者」）を補償、防御、および免責することに同意します。</p> <p>30.1.1 適用法または本規約への違反またはこれらの不遵守。</p> <p>30.1.2 本プラットフォームへのアクセス。</p> <p>30.1.3 本サービスの利用。</p> <p>30.1.4 本プラットフォームを通じて取得した商品もしくはサービスまたはその両方の予約または使用。</p> <p>30.1.5 過失または故意による違法行為。</p> <p>30.1.6 第三者の権利（知的財産権、パブリシティ権、またはプライバシー権を含みますが、これらに限定されません）の侵害または悪用（以下「第三者の請求」）。</p> <p>30.2 当社は、その単独の裁量により、必要に応じて、第三者の請求に起因または関連して生じた請求または訴訟の防御、および和解交渉に参加することができます。お客様は、事前に当社の書面による承認を得ずに、アゴダ グループの権利または義務に不利な影響を与える可能性がある和解を行わないものとします。なお、当社は、お客様に通知した上で、当社の費用負担により、請求または訴訟の独占的防御および管理を引き受ける権利を留保します。</p>	<p>消費者契約法第10条</p>	<p>(7.6.3について) 【法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合】 成立した契約を解約し代金を支払い済みの場合には、代金相当額の不当利得返還請求権が発生する。 【本条項による制限】 しかし、本条項は、被告アゴダ社の裁量により利用者の不当利得返還請求権を消滅させるものであり、消費者の権利を制限するものである。 【信義則に反して消費者の利益を一方的に害する】 被告アゴダ社の無制限な裁量により利用者の支払済み代金の返金を受けるという当然の権利を全部はく奪するものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである。</p> <p>【法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合】 利用者が被告アゴダ社及び関連会社らに対して損害賠償義務を負うのは、債務不履行又は不法行為の要件を充たす場合に限られる。また、損害の範囲については相当因果関係あるものに限られており、弁護士費用相当額が当然に認められるわけではなく、弁護士費用相当額の損害額も実費は認められていない。 【本条項による制限】 しかし、本条項は、利用者に故意・過失がある場合に限らず、極めて広汎な責任原因を規定しており、さらに弁護士費用まで損害賠償額に含めており、消費者の義務を加重するものである。 【信義則に反して消費者の利益を一方的に害する】 本件利用規約31で被告らについて広汎な免責及び損害賠償額の制限を規定している一方、利用者に対しては広汎な責任原因と被告らが賠償義務を負わないと規定する損害まで賠償の範囲に含めるなど、甚だしい不均衡を生じさせるものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである。</p>